

玄海町地域イベント事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町のにぎわいの創出を図るとともに、地域づくりを担う団体等の活動の活性化を図り、もって持続可能な地域づくりを推進するために、町内で開催するイベントに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、玄海町補助金等交付規則（平成6年玄海町規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率(補助金額))

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率(補助金額)は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率(補助金額)
講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、備品費、委託料、使用料及び賃借料等	10分の10（金300千円）以内 （千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費については補助の対象としない。

- (1) 交付決定前に発生した経費
- (2) 直接収益につながる食材等の経費
- (3) 対象経費の10分の3を超える備品費
- (4) 対象経費の10分の7を超える委託料  
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の団体又は個人が町内において自主的に企画し実施するイベント事業のうち、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 町内外からの交流人口増につながるイベント事業
- (2) その他町長が適当と認めるイベント事業

2 前項の事業を実施する場合において、補助対象事業の主催者は必ず広報を行うものとする。なお、町は、町の各種媒体での広報支援を行うよう努めるものとする。

3 前2項に定める町内の団体又は個人は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号とする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、町長が毎年度4期に分けて定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には町長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項の規定により、町長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から14日を経過した日又は毎年度3月31日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払又は精算払で交付するものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号又は様式第5号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。